

「港区低炭素まちづくり計画(駐車機能集約化編)」改定(案)について

1 背景と目的

国は、平成24年4月に「都市の低炭素化の促進に関する法律」(略称：エコまち法)を制定し、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針を定めました。このことを踏まえ、区は、平成27年10月に「港区低炭素まちづくり計画」を策定し、都市の低炭素化に向けた取組を進めています。また、平成31年2月には本計画の施策の一つである「駐車場の設置に関する配慮や駐車場の集約」を進めるため「港区低炭素まちづくり計画(駐車機能集約化編)」を策定し、低炭素化を促進する施策を展開してまいりました。

「港区低炭素まちづくり計画(駐車機能集約化編)」では、「環状2号線周辺地区」、「品川駅北周辺地区」、「六本木交差点周辺地区」及び「浜松町駅周辺地区」の4地区を対象として「駐車機能集約区域」や「集約駐車施設の位置及び規模」を定めています。

この度、区内の低炭素まちづくりを一層推進することを目的に、JR田町駅付近における開発事業等の動向を契機に「田町駅周辺地区」を新規検討地区として追加し、「港区低炭素まちづくり計画(駐車機能集約化編)」を改定いたします。

港区まちづくりマスタープランに「都市機能が集積する拠点」と位置付けられている「田町駅周辺地区」において、まちづくりの進展を踏まえながら、駐車場の合理化を図ることにより、自動車流入防止に伴う歩行者の安全性・快適性を確保するとともに、自動車によるCO₂排出量の削減等によるゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進します。

2 改定の概要

(1) 本編(P.15~16, 23)

- 「田町駅周辺地区」を新規検討地区として追加
- 各地区の説明を修正(字句・図表等)

(2) 資料編(P.39, 42, 44, 46, 47)

- 進捗に伴う修正(地区別基準の考え方の一部、字句・図表等)

3 今後のスケジュール(予定)

- 令和6年2月下旬

「港区低炭素まちづくり計画(駐車機能集約化編)」の改定・公表